

平成17年(2005年) 1月31日

札幌市長 上田 文雄 様

札幌市環境影響評価審議会

会長 渡辺 義 公

真駒内滝野霊園拡張事業環境影響評価準備書について(答申)

平成16年9月30日付け札幌推第2352号にて当審議会に諮問のあった標記の件について、鋭意審議を重ねてきたところであるが、この度、別紙のとおり結論を得たので答申する。

真駒内滝野霊園拡張事業環境影響評価準備書について

標記準備書に記載された調査、予測及び評価は、おおむね妥当なものと判断するが、環境保全上の見地から、事業者は評価書の作成及び事業の実施にあたり下記の事項に十分留意する必要がある。

1 水環境について

- (1) 雨水時に発生する工事箇所からの濁水について、準備書では防災調整池で処理されることが記載されているが、通常の調整池では濁水処理機能を持たないと考えられる。
したがって、工事濁水処理の適切な方策を検討し、評価書に記載すること。また、その設計の際の処理水質については、関係法令を遵守することはもとより、雨天時においても河川水質をも損ねないよう検討すること。
- (2) 霊園施設から発生する汚水処理のため、浄化槽を設置し山部川に排出しているが、準備書の関係地域の概況について、山部川水域に排出している事業場はないとの誤った記載がある。
したがって、この浄化槽からの処理水による山部川への環境影響を把握するため、放流方法や水質調査の検査結果を評価書に記載すること。なお、水質調査については、影響のピークを把握するため、事後調査を行うことを評価書に記載すること。
- (3) 山部川源流部は、湿地に生息するニホンザリガニや湿地植物のタマミクリなどの動植物にとって良好な水辺環境が維持されている。したがって、この源流部の水量が減少すること及び周辺域が乾燥することは避けるべきである。このため、透水性舗装、雨水浸透柵、浸透トレンチ管等の設置による雨水の地下浸透や、中高木、地被植物の植栽による蒸散防止等について検討すること。

2 動植物・生態系について

- (1) 事業予定地は、カラマツ人工林やシラカンバ等の二次林が主体となっており、立木密度が高い状態にある。しかし、当地域の本来の潜在的な自然植生は、エゾマツ、ミズナラ、イタヤカエデ等の針葉樹と広葉樹の混交した植生と考えられる。したがって、造成する森林については、当地域の本来の針広混交林へと遷移するような植栽計画とすること。また、残置する森林については、天然更新を基本としながらも当地域本来の豊かな生態系に恵まれた自然の復元が図られるよう、間伐を含めた維持管理について検討するとともに、残置森林及び造成森林の長期管理計画を作成し、市長を通じて審議会へ提出すること。
- (2) クマゲラやエゾフクロウなどの鳥類や地表性の動物の移動・生息に配慮して、樹林の連続性・営巣及び採餌環境の保全について検討すること。また、コウモリ類の調査方法及び結果について評価書に記載すること。

また、3月から8月までの専門家による観察調査により、クマゲラの営巣行動が確認された場合は、専門家の指導、助言を得ながら必要に応じて繁殖時期及び巣立ちまでの期間は工事中

断を含め適切な措置を講じること。

- (3) アカミノルイヨウショウマ及びフタバランの移植については、移植先での活着及び生育が確実ではないため専門家の指導、助言のもと十分な事前調査を行ったうえで実施すること。

また、造成工事にあたり希少な動植物が確認された場合には可能な限り配慮し、移植可能な植物については付近の林相を確認の上、適当な場所に移植を行うこと。

3 景観について

事業予定地の外縁部は、おおよそ幅員30mの植樹帯で囲まれており、周辺からある程度遮へいされた計画となっている。しかしながら、国営滝野すずらん丘陵公園展望台から霊園を望むと、眺望景観の一部に墓所が見える可能性が高いと考えられる。

したがって、周辺の景観と調和するよう事業予定地の森林を充実させるとともに、遮へいのための樹種選定及び植栽計画についても再検討すること。

4 交通問題について

供用後、彼岸や盆など墓参者の集中時には、国道453号及び道々真駒内御料札幌線からの出入口は交通混雑が予想される。

したがって、地域住民への影響を十分認識したうえで、供用後の車誘導、墓参者への情報提供及び輸送方法等について毎年検討し対策計画を策定すること。このことについて、地域住民へ事前説明すること。

5 事後調査について

- (1) 造成工事の具体的な計画が決まった際には、年次ごとの造成計画書を提出すること。
- (2) 「水環境」「森林管理」「動植物」「景観」「交通問題」については、工事竣工後の経年変化が把握できるような事後調査を行うことを評価書に記載すること。
- (3) 事後調査については、市長を通じて審議会へ提出すること。